

件 名	道路内の建築制限に係る特例許可について			
申 請 者	学校法人安田学園			
建 築 場 所	広島市中区白島中町			
用 途 地 域	第二種住居地域	防火指定	準防火地域	
用途・規模	用 途	渡り廊下	工事種別	新築
	構 造	鉄骨造		
	階 数	—	高 さ	9.330m
	敷地面積	—		
	建築面積	119.58 m ²	建蔽率	— ≦ 60 %
	延べ面積	119.58 m ²	容積率	— ≦ 200 %
該 当 条 項	建築基準法第44条第1項第4号			
<p>申請理由</p> <p>申請に係る計画は、道路を挟んだ小・中・高等学校の敷地と幼稚園の敷地の二つの敷地について、児童及び幼児が安全に道路を横断できるようにするために、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項に規定する道路内に渡り廊下を建築するものである。</p> <p>法第44条第1項は、当該道路内における建築物の建築を原則禁止しているため、同項ただし書の規定による許可を求めるものである。</p>				
<p>付近見取図</p> 				
<p>許可に対する意見</p> <p>申請に係る計画建物は、学校の用途に供するものであり、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる。</p>				

許可の考え方について

法第 44 条第 1 項ただし書、同項第 4 号及び同法施行令第 145 条第 2 項第 1 号は、学校の用途に供する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものは、建築できると規定している。

1 安全上、防火上及び衛生上他の建築物に対する影響、周囲の環境に対する影響等について

渡り廊下は、下記のような整備上の基準や配慮から、他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる。

(1) 安全上の観点

渡り廊下の支柱は道路内には設置されていない。また、道路面から渡り廊下の下端までの高さは約 5.7m 確保されており、道路の通行の支障とならないようにしている。

(2) 防火上の観点

渡り廊下は、通行専用の用途として使用されるものであり、火種はなく、渡り廊下の床、柱、梁は耐火構造としている。

(3) 衛生上の観点

渡り廊下から隣地までの水平距離は、10m 以上離れており、周辺への日照、通風、採光等に関する影響はない。

2 連絡協議会の検討結果

道路の上空に建築する場合については、道路占用等、関係機関（道路交通法、道路法、消防法、都市計画法を所管する部署）が多岐にわたっていることから、本市においては、事務の連絡及び調整を行うために、当該機関で構成する「連絡協議会」を設けている。

令和 2 年 3 月 12 日に「道路の上空に設ける通路に係る連絡協議会」を開催し連絡調整を行った結果、設置に支障がないことで関係機関の意見が一致している。

3 許可の考え方

現状、児童及び幼児が安田学園白島キャンパスの小学校と幼稚園を行き来している。本計画は、道路を横断する児童及び幼児の通行の安全を確保するために道路の上空に渡り廊下を建築するものである。

渡り廊下は、学校の用途に供する建築物であり、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、周囲の環境を害するおそれがないことから、許可できると考える。

建築基準法（抜粋）

（道路内の建築制限）

第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 ～ 三 省略

四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの